

# 経営事項審査の事務取扱いについての改正に伴う再審査について

## 1 再審査の実施について

### (1) 概要

「経営事項審査の事務取扱いについて」（平成20年1月31日付け国総建第269号）が改正され、令和5年1月1日に適用されることに伴い、建設業法施行規則第20条第2項の規定に基づき、改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業者については、令和5年1月1日から同年4月30日の間（120日間）に限り、許可行政庁に対し再審査を申し立てることができます。

なお、再審査は改正に係る事項に限られるため、今回再審査の対象となるのは、「(2)改正点」に記載の項目になります。

### (2) 改正点

- ・ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（項番51、52及び53番）の新設  
項番51（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定）  
項番52（次世代育成支援対策推進法に基づく認定）  
項番53（青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定）

- ・建設機械の保有状況（項番64）の改正（対象建設機械の追加）

#### 【追加された対象建設機械一覧】

法令根拠	機種	検査方法
道路運送車両法	ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ） 自動車検査証の車体形状欄に「ダンプ」 「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」と記載があるもの	自動車検査（車検）
労働安全衛生法施行令	締固め用機械 （ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー）	特定自主検査
	解体用機械 （ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、 解体用つかみ機）	
	高所作業車（作業床の高さ2m以上）	

- ・国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の改正（エコアクション21の認証の有無の追加）（項番65）

### (3) 注意点

- ・再審査を受けない場合においても、改正前の評価方法に基づく経営事項審査は有効です。
- ・(2)以外の項目を変更して再審査を受けることはできません。

## 2 再審査の申し立て方法

### (1) 対象業者

- ・令和5年1月1日までに改正前の経営事項審査を受審した建設業者
- ・ただし、再審査申立ての時点で審査基準日から1年7か月以内であるものに限りです。

### (2) 実施方法

- ・再審査の申立ては、審査会場で対面方式による書類審査を本審査員（県庁職員）が実施し

ます。

- ・郵送による受付はできません。
- ・電子申請による再審査の受付は行いません。
- ・手数料は無料

### (3) 受付日程

令和5年1月から4月の指定日(次表)に書類の審査及び受付を行います。審査日については、申請者の決算月による指定はしませんので、都合のよい日程に御来場ください。(予約不要)

また、再審査は通常の日程に審査日に受付しますが、都合により令和5年1月から4月の指定日(次表)において来られない方は、県庁建設業課で受け付けますので、あらかじめ御連絡ください。(令和5年4月30日まで)

審査会場	日 程
下田土木事務所	1月12日(木)、1月13日(金)、2月13日(月)
熱海土木事務所	1月25日(水)、2月17日(金)
沼津土木事務所	1月20日(金)、2月22日(水)
富士土木事務所	1月23日(月)、2月27日(月)
静岡土木事務所	1月16日(月)、3月3日(金)
島田土木事務所	1月6日(金)、2月20日(月)
袋井土木事務所	1月10日(火)、2月8日(水)
浜松土木事務所	1月18日(水)、3月1日(水)

### (4) 再審査の受付時間

9:00~15:00(12:00~13:00を除く)

(9:00~10:00、13:00~14:00は比較的すいています。(下田土木事務所を除く))

※下田土木事務所の受付時間は、10:30~14:30(12:00~13:00を除く)

### (5) 提出書類・提示書類

○提出書類(正・副1部ずつ)

	提出書類	注意事項
①	経営規模等評価再審査申立書 (様式第25号の14)	<b>○必ず提出</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・通常の「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」と同一の様式です</li><li>・申請等の区分05は「4」の再審査を入力</li><li>・経営状況分析結果通知書は不要</li><li>・項番08から14について、前回申請時から変更がある場合は、変更届(写)を掲示すること</li><li>・「審査結果の通知番号」は、旧結果通知書の中上の「行政庁記入欄」に記載された番号(「22-00××××」と表示された番号)を記入</li><li>・「審査結果の通知の年月日」は、旧結果通知書の通知年月日(※結果通知書の右上に表示)</li></ul>

		を記入 ・「再審査を求める事項」は、「令和5年1月1日施行の改正に係る事項」と記入 ・「再審査を求める理由」は、「制度改正のため」と記入
②	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (様式第25号の11別紙一)	○必ず提出 ・前回申請と同様の内容で作成
③	技術職員名簿 (様式第25号の11別紙二)	○必ず提出 ・前回申請と同様の内容で作成
④	その他の審査項目(社会性等) (令和5年1月1日以降申請用) (様式第25号の11別紙三)	○必ず提出 ・項番51, 52, 53, 64, 65番については、審査基準日時点の状況を記載 ・それ以外については、前回申請と同様の内容で作成
⑤	CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)	○前回の申請にて添付している場合に提出 ・前回申請と同様の内容で作成
⑥	技能者名簿(様式第5号)	○必ず提出 ・前回申請と同様の内容で作成
⑦	建設機械保有状況一覧表 (令和5年1月1日以降申請用)	○追加された対象建設機械がある場合に提出 ・追加された対象建設機械がある場合はその建設機械を記載 ・それ以外については、前回申請と同様の内容で作成
⑧	エコアクション21の認証を受けていることを証する書面(一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」等)(控)	○エコアクション21の認証を受けている場合に提出

○審査会場に持参し提示する書類

	提出書類	注意事項
①	経営事項審査審査結果通知書(旧結果通知書)(写)	
②	再審査の対象となる「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書一式」(控)	建設業課の受付印が押印してあるもの
③	各認定を取得していることを証する書面(基準適合一般事業主認定通知書等)(控)	・審査基準日までに取得していること
④	建設機械の確認書類 ・自己所有又はリース契約を締結していること ・定期検査を行っていること	建設機械の確認方法については、従来の建設機械と同様です。詳しくは、経営事項審査申請要領の35~38ページを御覧ください。